

鳴沢村教育大綱

鳴 沢 村

平成29年4月

目 次

1 策定の趣旨と位置付け	1
2 計画期間	1
3 策定にあたっての考え方と構成	1
4 教育の取組方針	
(1) 学校教育の充実	2
(2) 社会教育等の推進	4
(3) スポーツ・レクリエーションの推進	6

1 策定の趣旨と位置付け

○この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本村の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興ならびにスポーツの振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

2 計画期間

○原則として、鳴沢村第5次長期総合計画前期基本計画に合わせて、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 策定にあたっての考え方と構成

○鳴沢村第5次長期総合計画におけるまちづくりのうち、「自ら学び自ら参加する鳴沢文化が息づく村づくり」を基本として、時代とともに変化する住民ニーズに応えるため、新たな視点及び国・県の教育施策を勘案して策定します。

4 教育の取組方針

(1) 学校教育の充実

○主要事業

- ・充実した学校教育環境の維持・整備

【施 策】

◆思いやりの心の育成

特別支援学校との交流により、児童に思いやりの心が身に付く教育や活動を充実させます。

また、2018年度からは道徳教育が「特別な教科 道徳」として教科となるため、教科を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

◆福祉教育・環境教育等の充実

リサイクルごみの回収、村内のごみ拾い等地域の中で実際に活動することや、特別養護老人ホームへの慰問や福祉講話の実施等を通して、奉仕する心・福祉の心・環境を大切に作る心・村を大切に思う心を育成します。また、校舎に設置した太陽光パネルを通じて、身近に感じる環境教育を充実させます。

さらに、災害時に備え、防災の重要性について学び、訓練等を実践していきます。

◆国際理解教育の推進

外国人講師や地域住民を活用し、外国語教育の充実や国際理解教育の一層の推進を図り、国際的視野を持つ人材の育成に努めます。

また、2020年度から全面実施される次期学習指導要領では、小学校高学年で教科としての外国語科が始まり、中学年で外国語活動が始まります。外国語教育に対する必要な対応・対策を講じ、教育環境を整備します。

◆情報活用能力の育成

コンピューター教室を活用し、最新情報機器に関する知識を高めるとともに、自分に必要な情報を選択できる能力、得た情報を活用する能力の育成に努めます。

また、2020年度から始まるプログラミング教育に対応できるよう、教育環境の整備を行います。

◆健康教育・食育教育の充実

養護教諭からの指導や、健康診断・健康相談等学校保健活動の充実を図ります。

また、栄養教諭を中心として、望ましい食習慣を身につけさせるよう食育教育を推進し、地域の農産物を積極的に取り入れた給食を実施し、児童の健康の保持・増進に努めます。

◆特別支援教育の実施

県総合教育センター、こころの発達総合支援センター・県立特別支援諸学校、児童相談所、保護者と連携し、障害に合わせた相談指導の充実に努めます。インクルーシブ教育システム (※) の推進を図ることにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるよう、障害のある子どもには個人に必要な「合理的配慮」を提供しながら共に学べる環境を構築します。

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

◆学校施設の整備

充実した学校教育環境の維持・整備に努めていきます。

◆教職員研修の充実

情熱と意欲にあふれた教職員の確保と研修機会の充実に努め、教職員の質を高めます。

◆開かれた学校づくり

学校評議員会を開催し、学校、家庭、地域における役割を明確化し、村全体で一体的な教育体制を推進します。また、保護者だけでなく、地域の方々にも学校教育への理解を深めてもらうよう、学校開放日を設けます。

◆安全・安心な学校づくり

保護者によるパトロール活動等、児童の安全を守る活動を推進します。

(2) 社会教育等の推進

○主要事業

- ・ 青少年の健全育成の推進
- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 文化活動の推進
- ・ 文化財の保護と活用
- ・ 生涯学習の推進

【施 策】

◆ 青少年活動の充実

青少年育成会活動やボランティア活動を支援し、自然とふれあう体験学習、自主的なスポーツ・文化活動等、青少年の自主的な活動を促進します。

また、関係機関と連携しながら、青少年の抱える様々な問題に対処します。

◆ 放課後児童健全育成事業の充実

放課後に適切な遊びや生活の場となる遊学館の環境を向上させるため、引き続き地域の要望や実情、ニーズに応じてさらなる充実に努めます。

また、児童が放課後の時間を安全な環境で活動を行い、保護者が安心して預けられる場となるよう、地域と連携しながら事業を実施します。

◆ 学級・講座の充実

創作、芸術活動等について学級や講座を開催し、学級、講座に関する情報提供を充実させ、活動への新規加入者を開拓します。また、学習グループの教室開催を支援します。

◆ 講師やリーダーの発掘・養成

広域における人材ネットワークの形成や地域住民から適格者を見つけ出して、文化活動の講師やリーダーの養成に努めます。

講座や学級の開催を通じて、富士山の自然や村の歴史・文化を調査研究する人材の育成や確保に努め、住民の手により村の自然の重要性を伝承できるように努めます。

◆ 芸術文化活動の充実

県や近隣市町村の文化情報を提供し、芸術文化グループの活動支援を行いながら

組織育成を行います。

また、村民文化まつりや芸能祭など、住民の芸術文化活動の表現の機会を設けて、住民の参画を得ながら文化活動の取り組みを推進します。

◆文化財の保護

文化財保護指導委員による巡視を実施し、既存文化財の保護に努めます。

また、子どもから高齢者まで全世代を対象に、学校教育や社会教育において郷土学習の機会を設け、住民の文化財保護意識を啓発します。

◆無形文化財の継承・育成

鳴沢の太々神楽や、大田和八幡神社神楽など各団体活動を支援していきます。この各団体と協力しながら、無形文化財の継承や後継者の育成に努めます。

◆学習機会の充実

住民の要望を把握し、関係機関との連携により多様化する学習ニーズに対応できるよう、生涯学習情報の提供や様々な分野における学級・講座を開催し、学習機会の充実を図ります。

◆学習場所の提供

鳴沢村総合センター等の公共施設を地域交流の拠点としての機能を充実させ、住民が快適に利用しやすいよう施設維持管理を行います。

また、住民の自主的なグループ活動の場の提供や図書室を充実させ、学習の場として整備し利用を促進します。

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

○主要事業

- ・各種スポーツ教室・大会・イベントの充実
- ・スポーツ施設の有効活用

【施 策】

◆指導者の育成と確保

地域のスポーツ推進に係る企画、立案及び運営並びに関係団体への指導役としての役目を担っているスポーツ推進委員に各種研修会、養成講習会への参加を奨励することにより、指導者としての資質を高めます。

また、高い専門知識と技術力を有する外部指導者を派遣依頼することで、住民のニーズに即したスポーツ事業の実施を目指します。

◆体育協会の組織強化とスポーツ少年団の育成

体育協会との共助により、スポーツ振興を図ると共に、体育協会の組織力強化を目指します。また、地域で育むスポーツ少年団として支援を行います。

◆各種スポーツ大会・教室・イベントの充実

住民の健康増進と親睦を図ることを目的とし、各種スポーツ大会を開催します。

また、生涯スポーツ促進のため、住民のニーズに合ったスポーツ教室を開催します。加えて、広報やホームページ等を利用してイベント情報を提供し、県体育祭り、郡体育祭り、県スポーツ・レクリエーション祭等への参加を推奨し、参加者同士の交流を促します。

◆スポーツ施設の有効活用

体育協会及びスポーツ少年団の練習会場として、スポーツ施設を提供します。

また、定期練習日以外の空き時間を利用しての施設利用を住民に広く呼びかけ、安全・安心で楽しめるスポーツ空間の提供に努めます。